

日本学生支援機構給付奨学金の支援区分見直しについて

「高等教育の修学支援新制度」における給付奨学金については、生計維持者（父母）及び奨学生本人の経済状況（マイナンバーより取得した所得等情報及び資産額）に基づき、毎年10月以降の支援区分見直し（家計審査）が行われます。

見直し後の支援区分は、各自スカラネットパーソナルから確認可能です。未登録の方は、登録をお願いします。

【確認可能期間】 2023年9月6日（水）～（随時確認）

※日本学生支援機構での家計審査が終わったものから順次見直し結果の確認が可能となります。10月の在籍報告時に最終確認を行ってください。

【確認方法】 スカラネットパーソナル

https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do

<支援区分に変更があった場合>

支援区分の見直しの結果、第Ⅰ区分から第Ⅲ区分の範囲内で変更があった場合、10月以降の1年間の支給月額が変更されます。また、給付奨学金と併せて第一種奨学金を受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額も変更されます。

なお、支援対象外から支援対象範囲内に変更があった場合、10月以降1年間の支給が再開され、第一種奨学金貸与月額は制限（併給調整）されます。

支援区分に応じて、高等教育の修学支援制度による授業料減免額も変更になります。

<第Ⅰ区分から第Ⅲ区分のいずれの支援区分にも該当しない場合>

・第Ⅰ区分から第Ⅲ区分のいずれの支援区分にも該当しない場合、支援対象外となり、10月以降の給付奨学金の支給は止まります。また、給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受けている場合、支援対象外となっている期間は第一種奨学金貸与月額の制限（併給調整）は解除されません。

支援対象外となった場合、高等教育の修学支援制度による授業料減免についても受けられません。

※次年度の支援区分の見直しの際に、再度いずれかの区分に該当した場合、給付奨学金の支給が再開されます。

★日本学生支援機構の公式 HP（給付奨学生の 2023 年度適格認定（家計）による支援区分について）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_kakei/tsujo/shienkubun.html

支援区分見直し後の授業料減免については、別途大学から通知いたします

※10月下旬予定（簡易書留等で郵送）

お問合せ

学生厚生課 096-326-3408